

# 日本国土開発株式会社 人権方針

本方針は、日本国土開発株式会社(以下「当社」)の経営理念「わが社はもっと豊かな社会づくりに貢献する」の実現に欠かすことのできない人権に関する最上位の方針として、社員のみならずお客様や協力会社を含むビジネスパートナー、サプライヤーその他すべての関係者に対する人権尊重の姿勢と取組方針を明確にするものです。

## ➤ 適用範囲

本方針は、当社のすべての役職員等(役員、従業員、契約社員、派遣社員等雇用形態問わず従事している者)に適用し、グループ各社においても、本方針を基本原則とし、各社の事業特性や既存方針との整合性を踏まえた方針を定めます。また、お客様や協力会社を含むビジネスパートナー、サプライヤーその他すべての関係者に対しても、本方針の理解と支持を期待し、働きかけてまいります。

## ➤ 国際基準の尊重と法令遵守

当社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際人権基準を支持・尊重するとともに、事業活動を行うすべての国・地域において、適用される法令を遵守します。人権に関する国際基準と各国の法令が異なる場合はより高い基準に従い、法令との整合が困難な場合には、国際的な人権規範を尊重する方法を追求します。

## ➤ 人権尊重の責任

当社は、本方針に則って、事業活動によって生じる、人権への負の影響の防止に努めます。すべての人の人権と多様性を尊重し、いかなる事由による差別やハラスメントなど個人の尊厳を傷つける行為を禁止します。強制労働や児童労働への加担を認めず、結社の自由と団体交渉権を尊重します。さらに、労働災害防止、適正な労働時間と休日の管理、心身の健康保持増進に取り組み、安心して働く職場環境を整えます。事業活動を行う国・地域では法定最低賃金を遵守し、生活賃金への配慮を含む適正な労働条件の整備に努めます。地域社会の住民の健康や安全を尊重し、良好な関係の構築を目指します。

## ➤ 人権デューデリジェンスの実施

当社は人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に見直し・改善を行うことで、人権に対する負の影響を予防・最小化するよう努めます。

## ➤ 是正・救済

当社は、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長・関与したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて是正および救済に真摯に取り組みます。当社グループでは社内外に相談窓口を設置しており、グループ会社や取引先も、人権問題を含む懸念や違反について相談・通報することができます。通報内容については相談者が報復などの不利益を被ることのないよう厳正に管理し、必要に応じて適切に調査・対応をいたします。

- 教育・研修  
当社は、本方針が事業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中にこの考え方を組み込むとともに、人権尊重の重要性を全役職員が理解し、日々の業務に反映できるよう、必要な教育・研修を実施します。
- ステークホルダーとの対話  
当社は、事業活動が人権に及ぼす顕在的または潜在的な負の影響について、関連するステークホルダーや社外の専門家と継続的な対話・協議を行います。
- 情報開示  
当社は、本方針に基づく人権尊重の取組みについて、ウェブサイトなどを通じて開示いたします。

以上